

7 税の軽減・減免

障害者の生活基盤を確立するため、税の負担が軽減・減免されます。

所得税・住民税

【窓口】富山税務署

☎432-4191（自動音声案内）

富山市役所市民税課

☎443-2031～2033

○趣旨

年末調整や確定申告（もしくは住民税の申告）によって、障害者の方や障害者を扶養している方の税の負担が軽減されます。

※住民税については要件に該当した年の翌年度から適用となります。

○対象者

対象となる方は、所得のある本人または同一生計配偶者、扶養親族がその年の12月31日（年中途中で死亡し又は出国した場合には、その死亡又は出国の日）現在、次に該当される方です。

※住民税については前年の12月31日現在

所得のある本人または同一生計配偶者、扶養親族が次の(1)～(8)のいずれかに該当する方

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（すべて特別障害者）
- (2) 児童相談所、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定された方（重度の知的障害者と認定された方は特別障害者）
- (3) 「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方（1級は特別障害者）
- (4) 「身体障害者手帳」に身体上の障害がある旨の記載がされている方（1級又は2級は特別障害者）
- (5) 「戦傷病者手帳」の交付を受けている方（恩給法別表第1号表の2に定める特別項症から第3項症までの方は特別障害者）
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方（すべて特別障害者）
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方（すべて特別障害者）
（その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排便などを行うことができない状態にあると認められる方をいいます）
- (8) 精神や身体に障害がある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(4)に掲げる方と同程度であるとして市町村長等や福祉事務所の認定を受けている方（特別障害者に準ずるものとして市町村長、特別区区長や福祉事務所の認定を受けている方は特別障害者）

○所得控除額

区 分	所得税	住民税
障 害 者	27 万円	26 万円
特 別 障 害 者	40 万円	30 万円
同 居 特 別 障 害 者	75 万円	53 万円

○住民税の非課税

上記の(1)～(8)に該当する方で、前年の合計所得金額が135万円以下の方は、住民税が非課税です。

※詳しくは、上記窓口へお問い合わせください。

個人事業税の課税対象外と減免

【窓口】富山県総合県税事務所課税第一課事業税第二班

☎444-4506

○趣旨

下記対象者等の区分に応じて、課税対象外又は申請により減免になり、税の負担が軽減されます。

○対象者等※減免には県への申請が必要です。（納期限まで。）詳細は上記窓口へお問い合わせください。

課税対象外		両眼の視力(屈折異常のある者については矯正視力について測定したものをいう。)が0.06以下の視力障害者が行うあんま、はり、きゅう等の医業に類する事業			
減免※	身体障害者	身体障害者本人が営む事業の事業所得の区分に応じ、事業税額から右の額を減免します。	314万円以下		12,000円
			314万円を超え332万円以下		10,000円
			332万円を超え350万円以下		9,000円
	特別障害者	特別障害者又は扶養している特別障害者1人につき、事業税の税率に応じ、右の額を上限として減免します。ただし、事業所得が1,000万円を超える方の事業税は減免となりません。	税率5%	40,000円	
			税率4%	32,000円	
			税率3%	24,000円	

贈与税の非課税

【窓口】富山税務署 ☎432-4191（自動音声案内）

特定障害者を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づき、金銭・有価証券その他の財産を信託業務を営む金融機関に信託し、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を当該金融機関の営業所を経由して特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、その信託受益権の価額のうち6,000万円(特定障害者のうち特別障害者以外の者については3,000万円)までの金額が非課税となります。

この契約は、信託の収益を特定障害者の生活又は療養の費用に充てるため、定期に、かつ、その実際の必要に応じて適切に分配され、信託の期間を特定障害者の死亡の日に終了することなど一定の要件を備えたものをいいます。

なお、特定障害者とは、特別障害者及び特別障害者以外の者を総称しています。

特別障害者とは、所得税法の所得控除対象となる障害者のうちの特別障害者をいいます。

また、特別障害者以外の者とは、①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、②児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者、③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、④精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者でその障害の程度が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所等の判定により知的障害者とされた者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者をいいます。

相続税の軽減

【窓口】富山税務署 ☎432-4191（自動音声案内）

財産を相続又は遺贈で受けた相続人の障害の程度、年齢に応じて税が軽減されます。軽減される税額は、次の表のとおりです。なお、障害者及び特別障害者とは、所得税法の所得控除対象となる障害者及び特別障害者をいいます。

区 分	軽減される税額
障 害 者	(85歳－相続時の年齢) × 10万円
特 別 障 害 者	(85歳－相続時の年齢) × 20万円

関税等の免除

【窓口】伏木税関支署富山出張所 ☎437-9895

身体障害者用に製作された器具、物品の輸入及び慈善または社会福祉施設のために寄贈された物品の輸入については、関税及び（または）消費税が免除されることがあります。

自動車税・軽自動車税

【窓口】富山県総合県税事務所自動車税センター

☎424-9211（自動音声案内）

（軽自動車税は、富山市役所市民税課 ☎443-2031）

○趣旨

障害者本人が使用する自動車、障害者と生計を一にしている方が専ら障害者のために使用する自動車、または障害者のみで構成される世帯を常時介護する方が専ら障害者のために使用する自動車の自動車税・軽自動車税が、減免になります。

○対象者等

別表の区分に応じ、減免となります。

○減免台数

障害者1人につき1台に限ります。既に申請年度の減免を受けた自動車がある場合、その自動車を抹消登録しない限り、申請年度は新たな自動車の減免を受けることができません。

○減免額

自動車税	年税額にして43,500円を上限額として減免となります。（※） ・納期限（5月末日）までに申請してください。 <u>（4月1日午前0時時点で減免の対象とする自動車が身体障害者の方の名義で減免要件に該当する場合。）</u> それ以外は、年度途中での減免となり、その場合減免上限額は、 $43,500 \text{ 円} \times \frac{\text{申請日の翌月から3月末までの月数}}{12}$ となります。
軽自動車税	当該軽自動車税の年税額の全額が減免となります。 当該年度の4月2日から納期限（5月末日）までに申請してください。 <u>（賦課期日である4月1日時点で減免の対象とする軽自動車等が身体障害者等の名義で減免要件に該当する場合）</u>

（※）ただし、令和元年9月30日以前に新車新規登録を受けた自家用自動車については、減免上限額は45,400円となります。

○減免となる自動車の所有形態（自動車の所有者、運転者の状況）

自動車所有者 運転者	障害者本人が所有者 （納税義務者）	障害者と生計同一の家族が所有者 （納税義務者）
障害者本人	障害者が自ら運転するもの	対象になりません
障害者と生計同一の家族	障害者と生計を一にする者が、専ら当該障害者のために運転するもの	身体障害者で年齢18歳未満の者、知的障害者又は精神障害者と生計を一にする者が専ら当該障害者のために運転するもの
介護者	障害者（障害者のみで構成される世帯の者に限る）を常時介護する者が運転するもの	対象になりません

○申請のときに必要な添付書類等

自動車税	本人運転の場合	自動車検査証（車検証）の写し（※）、障害者手帳の写し、運転免許証等の写し、マイナンバーカードの写し（両面）又は個人番号を証明する書類
	生計同一者運転の場合	自動車検査証（車検証）の写し（※）、障害者手帳の写し、運転免許証等の写し、申請者・運転者・身体障害者等の住民票、使用目的証明書、マイナンバーカードの写し（両面）又は個人番号を証明する書類（自動車税の年税額に対する減免申請の場合）
軽自動車税		・自動車検査証（車検証）の写し（※）、障害者手帳（原本）、運転免許証等の写し又はマイナ免許証 ・生計を一にする方（障害者と同居の場合を除く）が所有または運転する場合は生計同一がわかるもの（税法上または健康保険における扶養関係が確認できるもの）、常時介護する方が運転する場合は常時介護証明書が、上記に加えて必要です。

（※）電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」の写しを添付してください。

(注1) 減免対象となる自動車の名義(納税義務者)は、運転区分にかかわらず次のとおりです。

① 身体障害者手帳をお持ちの方

(ア) 18歳以上……本人名義に限ります。

(イ) 18歳未満……本人又は生計同一の方名義です。

② 戦傷病者手帳をお持ちの方……本人名義に限ります。

③ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方……本人又は生計同一の方名義です。

(注2) このほか、障害者等の方が利用するため、特別の仕様に製造され又は改造された自動車の中にも減免の対象となるものがあります。

◎申請書の提出期限や必要書類など詳細については、窓口までお問い合わせください。

<減免の範囲>

障 害 の 区 分		本人が運転する場合	生計を一にする者又は障害者を常時介護する者が運転する場合
身体障害者	視 覚	1 級 ～ 5 級	
	聴 覚	2 級 及 び 3 級	
	平 衡 機 能	3 級 及 び 5 級	
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能	3 級	
	上 肢	1 級 及 び 2 級	
	下 肢	1 級 ～ 6 級	1 級 ～ 3 級
	体 幹	1 級～3 級及び5 級	1 級 ～ 3 級
	運動機能	上 肢	1 級 及 び 2 級
		移 動	1 級 ～ 6 級
	※ 内 部 機 能	1 級 及 び 3 級	
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害 及び肝臓機能障害	1 級 ～ 3 級	
知 的 障 害 者		「療育手帳A」及び 「療育手帳Bのうち小学校就学の始期に達するまでの児童」	
精 神 障 害 者		精神障害者保健福祉手帳 1 級	

※ 内部機能とは、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の機能をいう。

・ 詳しい障害区分・等級の判定については、それぞれの窓口にお問い合わせください。

○ 税制改正により、令和8年4月1日から自動車税・軽自動車税の「環境性能割」が廃止されました。また、自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)はそれぞれ、自動車税、軽自動車税に名称が変更されました。